

静岡県告示第234号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成29年3月28日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 高松処理区

- (1) 施行者の名称
静岡市
- (2) 都市計画事業の種類及び名称
静岡都市計画下水道事業 静岡市公共下水道
- (3) 事業施行期間
自 昭和31年8月2日
至 平成34年3月31日
- (4) 事業地
 - (7) 収用の部分
変更なし
 - (4) 使用の部分
変更なし

2 城北処理区

- (1) 施行者の名称
静岡市
- (2) 都市計画事業の種類及び名称
静岡都市計画下水道事業 静岡市公共下水道
- (3) 事業施行期間
自 昭和45年3月31日
至 平成34年3月31日
- (4) 事業地
 - (7) 収用の部分
変更なし
 - (4) 使用の部分
変更なし

3 中島処理区

- (1) 施行者の名称
静岡市
- (2) 都市計画事業の種類及び名称
静岡都市計画下水道事業 静岡市公共下水道

(3) 事業施行期間

自 昭和52年2月3日
至 平成34年3月31日

(4) 事業地

(7) 収用の部分

変更なし

(4) 使用の部分

(汚水)

昭和52年静岡県告示第107号、昭和54年静岡県告示第685号、昭和57年静岡県告示第95号、昭和61年静岡県告示第246号、昭和62年静岡県告示第177号、平成元年静岡県告示第225号、平成元年静岡県告示第1163号、平成5年静岡県告示第835号、平成9年静岡県告示第337号、平成13年静岡県告示第356号、平成15年静岡県告示第766号、平成18年静岡県告示第448号、平成21年静岡県告示第338号、平成22年静岡県告示第391号、平成23年静岡県告示第22号、平成25年静岡県告示第357号の事業地に、静岡県静岡市駿河区中島字小家、字畑タオシ、字本作、字西山ヶ浦、字東浜ヶ浦及び字立割を加え、駿河区中島字横割、字三十五人割、字新割及び字浜村並びに葵区松富上組字水神を変更する。

(雨水)

昭和52年静岡県告示第107号、昭和54年静岡県告示第685号、昭和57年静岡県告示第95号、昭和61年静岡県告示第246号、昭和62年静岡県告示第177号、平成元年静岡県告示第225号、平成元年静岡県告示第1163号、平成5年静岡県告示第835号、平成9年静岡県告示第337号、平成13年静岡県告示第356号、平成15年静岡県告示第766号、平成18年静岡県告示第448号、平成21年静岡県告示第338号、平成22年静岡県告示第391号、平成23年静岡県告示第22号、平成25年静岡県告示第357号の事業地に、静岡県静岡市駿河区中島字小家、字畑タオシ、字本作、字西山ヶ浦、字東浜ヶ浦及び字横割を加え、駿河区中島字三十五人割、字新割及び字浜村を変更する。

4 長田処理区

(1) 施行者の名称

静岡市

(2) 都市計画事業の種類及び名称

静岡都市計画下水道事業 静岡市公共下水道

(3) 事業施行期間

自 平成6年7月26日
至 平成34年3月31日

(4) 事業地

(7) 収用の部分

変更なし

(4) 使用の部分

変更なし

5 南部処理区

(1) 施行者の名称

静岡市

(2) 都市計画事業の種類及び名称

静岡都市計画下水道事業 静岡市公共下水道

(3) 事業施行期間

自 昭和32年9月9日

至 平成34年3月31日

(4) 事業地

(7) 収用の部分

変更なし

(4) 使用の部分

(汚水)

昭和32年静岡県告示第1120号、昭和40年静岡県告示第391号、昭和41年静岡県告示第4261号、昭和45年静岡県告示第268号、昭和47年静岡県告示第73-3号、昭和50年静岡県告示第513号、昭和55年静岡県告示第564号、昭和58年静岡県告示第850号、昭和60年静岡県告示第1126号、平成元年静岡県告示第1205号、平成7年静岡県告示第358号、平成13年静岡県告示第277号、平成18年静岡県告示第448号、平成21年静岡県告示第338号、平成22年静岡県告示第391号、平成23年静岡県告示第22号、平成25年静岡県告示第357号の事業地に、静岡県静岡市清水区辻一丁目、島崎町並びに真砂町を変更し、清水区本郷町を削除する。

6 北部処理区

(1) 施行者の名称

静岡市

(2) 都市計画事業の種類及び名称

静岡都市計画下水道事業 静岡市公共下水道

(3) 事業施行期間

自 昭和50年5月23日

至 平成34年3月31日

(4) 事業地

(7) 収用の部分

変更なし

(4) 使用の部分

(汚水)

昭和50年静岡県告示第512号、昭和55年静岡県告示第563号、昭和58年静岡県告示第849号、平成元年静岡県告示第1204号、平成7年静岡県告示第359号、平成13年静岡県告示第276号、平成18年静岡県告示第448号、平成21年静岡県告示第338号、平成22年静岡県告示第391号、平成23年静岡県告示第22号、平成25

年静岡県告示第357号の事業地に、静岡県静岡市清水区辻一丁目、本郷町並びに興津清見寺町字川久保を変更し、清水区真砂町、島崎町並びに興津清見寺町字堂脇、字矢奥、字舞台、字前田及び字軒を追加する。

7 静清処理区

(1) 施行者の名称

静岡市

(2) 都市計画事業の種類及び名称

静岡都市計画下水道事業 静岡市公共下水道

(3) 事業施行期間

自 平成元年8月25日

至 平成34年3月31日

(4) 事業地

(7) 収用の部分

変更なし

(1) 使用の部分

(汚水)

平成元年静岡県告示第790号、平成3年静岡県告示第382号、平成6年静岡県告示第482号、平成7年静岡県告示第819号、平成10年静岡県告示第151号、平成10年静岡県告示第152号、平成12年静岡県告示第432号、平成12年静岡県告示第537号、平成15年静岡県告示第952号、平成18年静岡県告示第448号、平成21年静岡県告示第338号、平成22年静岡県告示第391号、平成23年静岡県告示第22号、平成25年静岡県告示第357号の事業地に、静岡県静岡市清水区高橋町字郷東山を加え、清水区興津清見寺町字川久保、字前田、字矢奥及び字軒、山原字内赤坂及び字外赤坂並びに馬走字俣ヶ沢及び字大谷津を変更し、清水区興津清見寺町字舞台及び字堂脇を削除する。

(雨水)

平成元年静岡県告示第790号、平成3年静岡県告示第382号、平成6年静岡県告示第482号、平成7年静岡県告示第819号、平成10年静岡県告示第151号、平成10年静岡県告示第152号、平成12年静岡県告示第432号、平成12年静岡県告示第537号、平成15年静岡県告示第952号、平成18年静岡県告示第448号、平成21年静岡県告示第338号、平成22年静岡県告示第391号、平成23年静岡県告示第22号、平成25年静岡県告示第357号の事業地に、静岡県静岡市清水区高橋町字郷東山を加え、清水区山原字内赤坂及び字外赤坂を変更する。